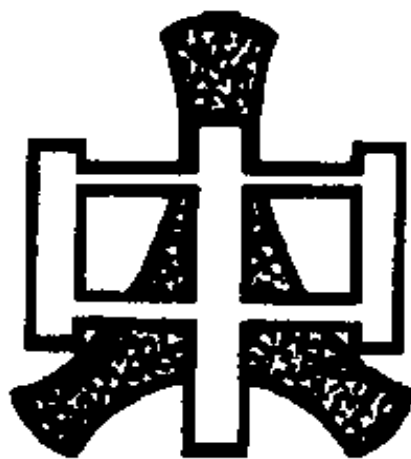


令和6年度



学校危機管理マニュアル



大分市立原川中学校

学校における危機管理

大分市立原川中学校

1. 学校における危機とは

学校における危機とは、学校教育に関連して生じ得るあらゆる事件・事故のことを言い、大きく次の4つに分けることができる。

- ① 学習活動あるいは学校生活上において、児童・生徒、教職員の生死に関わるような事件や事故
- ② 「学級がうまく機能しない状況」など、学校・学級経営上きわめて困難な状態
- ③ 体罰など、教職員の不祥事
- ④ 地震・津波や火災などの災害

2. 学校における危機管理とは

学校における危機管理とは、児童・生徒及び教職員の生命を守り、日常の教育活動、学校に対する信頼を維持するために、危機を予知・予測し、回避に努めるとともに、危機発生時には、被害を最小限にとどめる取り組みのことである。

- (1) 生徒の生命を守り、生徒と教職員の信頼関係を維持する。
- (2) 日常の教育活動に誠意をもって取り組み、生徒・保護者・地域との信頼を維持する。
- (3) 学校を落ち着いた状況に置き、安全の確保と秩序の維持をする。
- (4) 学校・教職員、そして、その教育活動に対する社会的な信用・信頼を得る。

生徒指導上の諸問題は、直接生徒の心身の安全にかかわる問題が多だけに、まず生徒の安全を第一に考えて対応する。また、諸問題の対応のみならず、我々の日々の教育活動を効果的に進める上でも、広く保護者・地域・社会に理解してもらう姿勢が必要となってくる。

3. 考えておかなければならない危機管理の内容

問題行動

- ①いじめ問題
- ②校内暴力
- ③校内窃盗・万引き
- ④性に関わる問題
- ⑤飲酒喫煙・薬物
- ⑥学級(授業)崩壊

不適応・心理的問題

- ①不登校問題
- ②心身の悩み
- ③家出問題
- ④自殺予告・自殺問題

校則・懲戒問題

- ①体罰問題
- ②懲戒問題
- ③校則問題・規律指導

学校事故・訴訟等

- ①負傷事故
- ②突然死
- ③薬品事故・食中毒等
- ④校外教育活動中の事件・事故
- ⑤火災・地震等の防災
- ⑥個人情報保護の問題
- ⑦外部よりの侵入者
- ⑧保護者との対応
- ⑨関係諸機関との連携

4. 危機管理の4段階

(1)問題行動や事故等を予知・予測する

- ① 正確な予知・予測は有用な情報量、より早い情報の入手、情報の的確な解釈の3点が決め手となる。
- ② 日常の教育活動に誠意を持って取り組む。特に、生徒・保護者の信頼を得る努力をする。
- ③ 生徒・保護者・地域からの情報収集に努める。

(2)問題行動や事故等を未然に防ぐ

- ① 予知・予測ができれば、関係教師への連絡・巡回指導、緊急の場合は警察・救急等関係諸機関への連絡をする。
- ② 心臓疾患・特異アレルギー体質等、生徒の生命に関する情報は全教職員が共有し、学校生活をおくる上で配慮する。
- ③ 生徒指導に関わる法的知識を身につける。

(3)問題行動や事故等へ対応する

① 最初の対応を迅速かつ慎重に行う。

初期対応の重要性を認識する。「〇〇君の責任で、この事故は起きた」と保護者の前で断言した後、それが事実と反することが判明した場合を考えてください。この最初の対応が、かえって問題を複雑にし、不信感を生じることになる。また、「この程度であれば」という個人判断により対応が遅れて問題が大きくなることもあり得る。

② 指揮系統を明確にする。

『ホウ・レン・ソウ』（報告・連絡・相談）を密にし、管理職・生徒指導部教師を中心に対応する。保護者の学校への召喚等、重要な決定は学校長の判断が必要。（教頭代行の場合あり）

③ 推測で動かず、正確な情報を得る。

多くの情報を収集すること以上に、その中から正確な情報を選択することの方が困難であり、重要である。時間的余裕がある場合は、多くの職員で検討する会議（学年会・生徒指導部会等）を持つこと。

④ 組織の役割分担を明確にする。

一人に任せず、問題行動や事故が起こった場合、全教職員で組織的対応をする。学年内での問題は、該当学年の学年主任・生徒指導担当を中心に全教職員で対応し、学年間をまたがったり、外部との関係の場合は生徒指導主事・各学年主任・各学年生徒指導担当を中心に全教職員で対応する。

⑤ 記録をとり、残す。

後日の報告書作成や、再発防止の資料として記録は重要となる。また、訴訟等の場合、証拠にもなる。あらかじめ、だれかを指名して記録を残せるようにしておく。

(4)問題行動や事故の再発を防ぐ

- ① 職員会議等で事故報告をし、教職員の共通理解を図る。
特に、他校・関係諸機関との関係がある場合、学校としての統一した指導方針である。
- ② 生徒指導部の検討後、職員会議で防止策について協議する。
- ③ 関係生徒への継続的指導・情報交換に努める。

危機の予知・予測のための取組み

突発的な学校事故を予知・予測することは容易ではないが、全国的に学校管理下での児童・生徒に関する事件・事故が発生していることから、同様の事故の発生を想定した対応を常に図る必要がある。

(1)危機を予知・予測するための情報収集

事件・事故に結びつく可能性のある情報は必ず担当者、管理職まで届く体制を日頃より確立しておく。

(2)研修の充実による教職員の安全管理意識の高揚

過去に発生した学校事故の事例研究や、事故発生時の児童・生徒の効果的な避難のさせ方などをテーマにした実技研修等を実施し、緊急連絡等の学校組織体制の確立へ向けた校内論議を積み上げることで、全教職員が積極的に備え、関わっていこうとする意識や態度を身に付けるように努める。

過去の事例から

○ ナイフ等の所持品検査の実施について

長野県下の高校で、生徒同士のけんかにより高校2年生の生徒がナイフで刺されて死亡した事件において、東京高裁は「(学校は)凶器等の持ち込みや携帯を防止するため、加害生徒の動静や身の調査、所持品の検査等を入念にする措置を講じて、他の生徒の身体に対する危害を加えることを阻止する措置を怠ったものであり、他の生徒らの安全を図るために必要にして十分な指導監督義務が尽くされていなかったものと認められる。」(平成11年9月28日東京高裁判決)と判示し、学校における所持品検査の必要性を積極的に認めている。

平成13年6月8日 最高裁は二審判決を支持し、学校の過失責任を認めて県に計3,300万円余の支払いを命じる判決をした。

○ 情報モラルの育成について

最近の事件・事故に特徴的な傾向としては、携帯電話のインターネット等を通じて知り合った人間関係のトラブルによる殺傷事件など、学校管理下の事件・事故とはいえなくなっている。しかし、こうした問題を予防するため、性教育の充実などとともに情報モラルの育成を図ることが学校教育に新たな課題として求められている。

危機の回避のための取組み

(1) 施設・設備の安全管理と安全点検

校内の施設・設備の不備等が原因で発生する事故は、本来あってはならないことである。こうした事故のなかには、不幸にして当事者が死亡したり、訴訟に発展したりした例もある。学校が児童・生徒にとって安全な場所であるためには、日ごろから具体的方策をもって安全点検の徹底を図らなければならない。

学校施設・設備の状況や条件は日々変化している。「このままにしておいたら危ない。」「事故やけがが起きる可能性がある。」ということを敏感に察知し、素早く対応する体制づくりが必要である。具体的には、定期的に「安全点検日」を設けて、全教職員が校舎のあらゆる施設・設備について安全点検を行うようにし、点検後には、「点検を担当した場所」「異常の有無」「異常や故障の内容」「修理を要すること」等について「点検カード」に書き込み全員が提出することなどが挙げられる。その際、修理や回復のための措置が必要な内容については、管理職は校内での修理が可能か、関係機関への連絡や依頼が必要か、緊急性のあるものか長期的で時間がかかるものか等を判断して対応し、その内容や経過を全教職員に知らせておくことも重要である。

以下は、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について(通知)」(平成13年7月10日付け13初初企第12号)において通知のあった緊急対策例の一部である。

【幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例】

1. 来訪者への対応等
 - 出入り口の限定や立て札・看板等の設置
 - 来訪者の受付や声かけによる身元確認
 - 来訪者の入校証・名札等の着用
2. 施設設備の点検整備
 - 監視カメラ・インターホン(カメラ付き)等の防犯設備の設置
 - 校門・フェンス・外灯・鍵等の点検整備
 - 非常電話・ベル・ブザー等の非常通報装置の設置
 - 教室や職員室等の配置の変更
 - 窓ガラスを透明なものに交換(防犯ガラス等の採用)
 - 死角の原因となる立ち木等の障害物の撤去
3. 安全管理の徹底
 - 警報用ブザーの教職員・幼児児童生徒等への貸与
 - 教職員による校内巡回の実施・強化
 - 学校警備員・監視員等の配置
 - 保護者やボランティア等による学校内外の巡回(謝金支給の場合を含む)
 - 危機管理マニュアルの作成や教職員に対する安全管理の指導・研修・訓練の実施

(2) 児童・生徒の安全指導

児童・生徒の安全教育、安全指導については、自他の生命を尊重し、他の人々や集団の安全を確保するための適切な判断や対処する能力を培う取組みを一層進めることが大切となる。これまでは、交通や災害にかかわるものを中心であったが、今後は危機的状況が発生した場合に、児童・生徒が速やかに対応できる能力を身につけさせることが求められる。

特に、警察との連携により、児童・生徒に外部からの侵入者があった場合の避難の仕方、校外で不審な者に遭遇または追跡された場合等の避難の仕方、保護者・警察等への連絡や、その後の対処の方法などの訓練を行うことも必要である。

また、学校教育においては、授業・実習等の安全指導も重要となる。特に、保健体育科、技術・家庭科、理科あるいは専門高校の実習等の教科において、指導過程で特別な教材・教具類を使用することが多く、限定した空間の中で互いに身体を動かすことになることから、他の教科に比べて、細心の注意を払って指導していたにもかかわらず、事故やけがに至った事例も多く見られる。(下記【事故やけがの具体例】参照)。

そのため、日ごろからの安全管理を実践しておかなければならない。特に、教具・道具・機械等に関する教師の安全点検と生徒に対する安全指導を徹底することが求められる。生徒に対する安全指導については、教科の年度始めの授業におけるオリエンテーションや新たな単元や領域に入るたびに、過去の例を示しながら、起こりやすい事故や注意すべきことがらについて具体的に指導する必要がある。

【事故やけがの具体例】

- 教具・道具・機械等の調整不備が原因と思われる場合
 - ・ 跳び箱運動の練習中、器具の固定が不十分なため、動いてしまい骨折した。
 - ・ 叩いたハンマーの頭が飛んで他の生徒にあたり、けがをした。

- 生徒の技能の未熟や不注意が原因である場合
 - ・ スタンツの練習中、「タワー」の一番上からバランスを崩して落下した。
 - ・ のこぎり引きで自分の指を切った。
 - ・ 金槌で釘を打たず、指を打った。
 - ・ 実験中、薬品をこぼしてしまい、火傷を負った。

- 指導方法及び管理方法に関する事故
 - ・ 水泳のスタートで飛び込みを行い、失敗してプールの底に頭を打ちつけた。
 - ・ 塗装中、塗料に含まれるシンナーを吸い込み、気分が悪くなった生徒が続出した。
 - ・ 準備室から危険な薬品類が盗まれた。
 - ・ ふざけて彫刻刀を使い、過って相手の目を突いた。

(3) 開かれた学校づくりの中での安全確保・安全管理

現在、学校が子どもたち一人ひとりの個性に合った教育を行い、各地域の特色を生かした教育を行っていくために、家庭や地域との連携・協力をより一層強くする「開かれた学校づくり」が進められている。

そんな中、大阪教育大学附属池田小学校の教室内に、出刃包丁を持った男が乱入し、児童8人が死亡、児童・教師15人が重軽傷を負った事件が起こったことから、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理と地域に開かれた学校づくりとの関連が問われることになった。

基本的には、学校関係者、児童・生徒、保護者、地域社会の方々が「心を通わせる」ことで、地域に開かれた学校づくりが着実に進展し、学校関係者と地域社会の方々とのお互いのコミュニケーションが深まれば、学校の安全管理もきめ細かく行われるものと考えられる。

① 保護者との連携

学校は、保護者が学校経営の重要なパートナーであるとの認識に立ち、PTAとの連携を図るなどする中で、日ごろからの情報提供と保護者の意向を把握する取組みを行い、学校と保護者との十分な相互理解を図る必要がある。

そのため、学校は保護者との情報交流の活性化に努め、授業参観や学校行事の開放、各地域での懇談会、保護者会や家庭訪問等を通じ、学校の現状や指導方針の説明を行い、学校に対する理解・協力を求めるとともに、保護者の意向の把握に努めることが大切である。

また、学校・学年・学級レベルでの通信等を通して協力関係を築くなどしていると思われるが、その際、複数の教員により事前に内容を検討するなど、学校から出される文書を検討するシステムを確立しておくことも重要である。

② 地域社会や関係機関との連携

学校は、日ごろから地域の人々や関係機関に学校の教育方針や現状を伝え、協力関係づくりに努めておかなければならない。特に、地域の民生委員・児童委員や保護司、学校評議員等と日ごろから連絡を取り合うことにより、地域における児童・生徒の状況が把握でき、問題行動の早期発見にもつながる。

また、学校の指導だけでは適切な対応ができないと判断される場合は、躊躇なく関係機関等に連絡・相談できる体制を日ごろから確立しておく必要がある。その際、連携に係る判断は、個々の教員の判断にゆだねることなく、教職員間の共通理解の下に、学校としての判断に基づくことが必要である。

危機管理の「さ し す せ そ」

さ	…	最悪を想定し、
し	…	慎重に、
す	…	素早く、
せ	…	誠意をもって
そ	…	組織的に対応する

事件・事故発生時の対応

(1) 緊急時の教職員の役割

● 管理職(校長・教頭)

- ・ 問題行動及び事故等の状況報告を受け、必要な場合は職員会議・学年会議等を開き、協議する。
- ・ 教育委員会と連絡を密にとり、指導・助言を仰ぐ
- ・ 救急車両の要請等、関係諸機関との連絡をする。

◆ 生徒指導主事

- ・ 校長の監督下、問題行動や事故等の対応に中心的役割を果たす。
- ・ 管理職と該当学年及び、教職員間の連絡調整にあたる。
- ・ 該当学年、教職員に具体的な指導・助言を行う。

◎ 養護教諭

- ・ 応急処置にあたる。
- ・ 学級担任と連絡を取り合い、事後処理(病院連絡・保健室での観察等)をする。
- ・ 救急車要請が必要な場合は、管理職へ要請する。
- ・ アフターケア、保険請求の事務等に協力する。

○ 担任・学年主任

- ・ 本人、周りの生徒の動揺を抑え、不必要な混乱を防止する。周囲の教職員に応援を要請する。
- ・ 学年生徒指導、生徒指導主事、管理職へ状況を報告する。
- ・ 家庭へ連絡をする。(正確に、簡潔に、不必要な不安を与えずに)

◇ その他の教職員

- ・ 校内連絡、該当生徒の指導、周囲の生徒の指導に即座に対応する。
- ・ 自習監督に進んで出向き、指導中の教員の支援をする。
- ・ 校外の巡視が必要なときには、協力する。

(2) 事件・事故発生時の緊急対応

【緊急対応における要点】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 冷静な対応 | ② 管理職のリーダーシップ |
| ③ 正確な情報収集及び情報の共有化 | ④ 組織的な対応 |
| ⑤ 保護者、地域社会との連携 | ⑥ 教育委員会との連携 |
| ⑦ 関係機関との連携 | ⑧ 通信中断の確保 |
| ⑨ 報道機関への対応 | |

① 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、**最優先とする対応は何か**を意識しながら、冷静に対応する。

② 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行う。特に、情報を集約・分析したり、迅速・的確な情報判断、方針決断したりする機能をもつ中核的な組織(「対策本部」)を必要に応じて組織する。

なお、管理職不在時に事件・事故が発生した場合の対応の判断・指示や教育委員会への連絡等についても、事前に教職員間で共通理解をしておく。

③ 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故発生時、周囲にいた児童・生徒等から可能な限り正確に聴き取った情報を対策本部において整理し、要点を文章化または図式化する。そして、全教職員でその情報の共有化を図る。

④ 組織的な対応

対策本部での決定事項を、その構成員である教職員が速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。また、混乱した状況では、教職員の臨機応変の対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に速やかに報告するなど、「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

⑤ 保護者・地域社会との連携

P T A 役員や地域の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、児童・生徒及び学校の教育活動を守る体制づくりをする。その際、必要に応じて、全校・学年・学級等の段階での緊急保護者会を開催する。

⑥ 教育委員会との連携

危機発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応することには限界がある。学校だけで抱え込まず、教育委員会に助言を求めたり、職員の派遣を要請したりする。

教育委員会は学校が警察等の専門機関と円滑な連携が図れるよう、また、マスコミ等への適切な対応が図れるよう、学校と共同体制を確立し、連絡・調整を行う。

⑦ 関係機関等との連携

危機を最小限に抑えるため、警察、消防、保健所等の関係機関に連絡し、支援を要請することを原則とする。校長は正確な事実関係を把握し、最終的に要請の必要性を判断する。

⑧ 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせが殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する必要がある。ファクシミリがその手段として有効であるが、教職員の所有する携帯電話を本人の同意を得た上で、連携を図る必要のある機関に番号を伝え、非常用電話として利用することも考えられる。

⑨ 報道機関への対応

報道機関に対しては、個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、公開できる情報は明確に伝え、誠意ある姿勢で対応する。プライバシー保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める。その際、窓口を一本化し、校長または教頭が対応するとともに、報道機関に情報を提供する場合は、どの機関に対しても公平に情報を提供することも大切である。

(3) 緊急保護者会の開催

事件・事故の発生した後では、保護者の不安は大きなものがあり、また、憶測やうわさが広がることで、事態への対応を困難にさせることも懸念される。

こうしたことから、管理職は、教育委員会やPTA役員等と連携を図り、次のような点に考慮して緊急保護者会を開催し、保護者との連携を深める中で、よりよい問題解決に向けた取組みを進める必要がある。

【緊急保護者会を開催する際の留意点】

- ① 説明内容を十分に準備して臨む
- ② 教職員の意識を統一する
- ③ 児童・生徒のプライバシー保護に十分配慮する
- ④ 誠意ある、ていねいな対応を心がける

① 説明内容の十分な準備

学校が緊急保護者会を開催する際には、学校が何を・何のために(目的)、なぜ緊急に開催するのか(理由)、どのように伝えるか、など明確な方針をもって臨む必要がある。

特に学校が収集した情報について、事実と確認した情報と、そうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておかなければならない。

② 教職員の意識の統一

管理職は、教職員に保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応及び方針等について説明し、共通理解を図っておく。

特に、突発的な事故や事件の発生に合わせて緊急保護者会は開催されるので、教職員の考えや意識がまとまっていない状況が十分に予想される。学校では、日ごろから教職員の意思疎通が図られるような雰囲気づくりに努めておくことはもちろんであるが、いざ、緊急事態に当たっては、教職員が結束して対応することが極めて大切である。

③ 児童・生徒のプライバシー保護への配慮

事件・事故にかかわる児童・生徒の人権やプライバシーについて、最大限の配慮を行う。保護者会は、保護者の理解と協力を求め、信頼関係の基盤づくりをすることが最大の目的である。正確な事実関係や状況報告などは保護者に伝えなければならないが、当該児童・生徒の氏名やプライバシーを公表することは厳に慎まねばならない。

④ 誠意あるていねいな対応

保護者会において、さまざまな意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

(4) 報道機関への対応

学校が報道機関の取材対象となった場合、学校として対応を誤らないための留意事項については、以下のものが考えられる。

【報道機関への対応の留意点】

- ① 報道機関への依頼
- ② 社名、記者名、連絡先等の確認
- ③ 取材意図の確認及び準備
- ④ 明確な回答
- ⑤ 記者会見の設定

① 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、児童・生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関しての依頼を文書等により行う。

[依頼内容 (例)]

- ・ 校内の立ち入りに関して
- ・ 取材場所、時間に関して
- ・ 児童、生徒や教職員への取材に関して 等

② 社名、記者名、連絡先等の確認

電話での取材要請では、相手の社名、記者名、連絡先等を確認し、かけ直して取材に応じるなどの慎重な態度が望まれる。報道機関に公平に対応するためにも、取材要請があった報道機関の社名等とともに、質問内容を必ず記録しておく。

③ 取材意図の確認及び準備

想定質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

④ 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるような、あいまいな返答はしない。

⑤ 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。

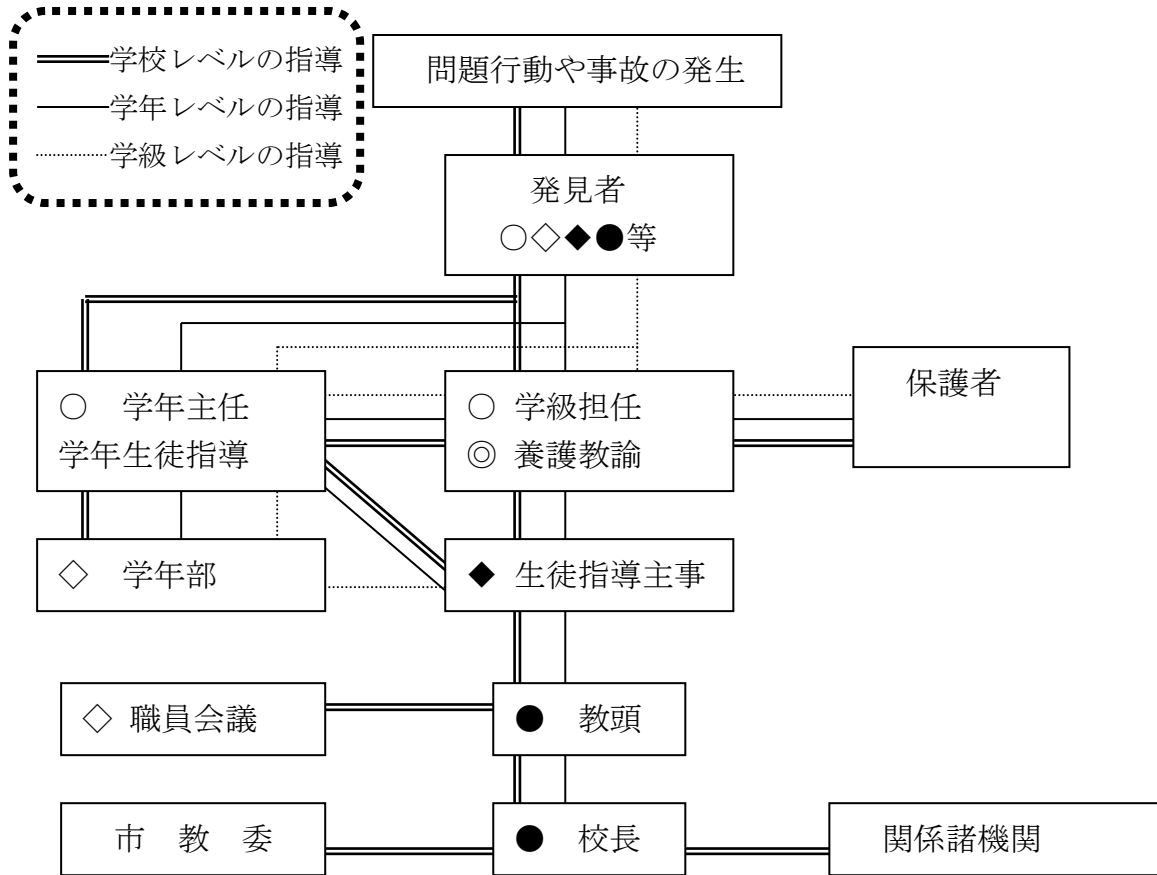
再発防止への取組み

いったん発生した事件・事故に対して、事後処理が一応終了した段階になれば、再発防止に向けた体制づくりに取り組まなければならない。

- (1) 事件・事故の分析
- (2) 改善への取組み

非常時(問題行動発生時)の連絡体制

<問題行動は、迅速処理を基本として該当学年で対応することを原則とする>

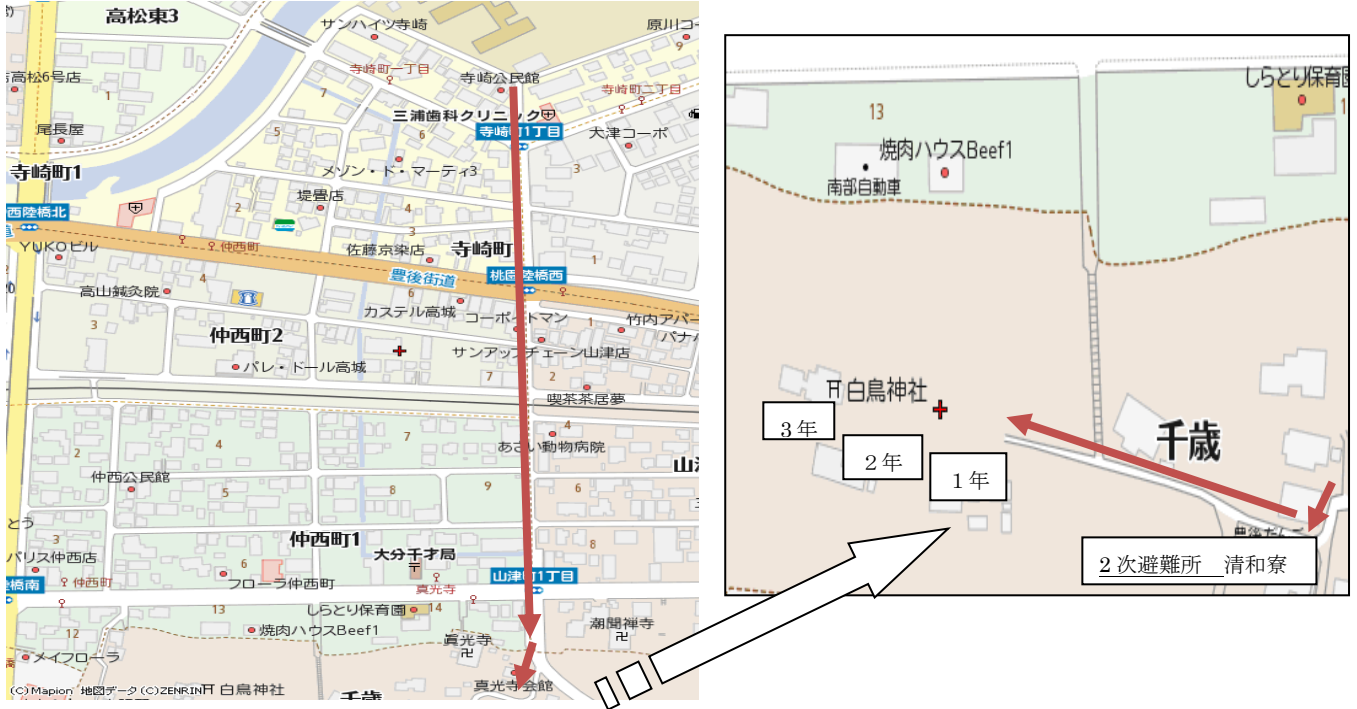


避難3原則

- 想定にとられるな
 - 最善を尽くせ
 - 率先避難者たれ
- 東日本大震災の教訓より

非常時(津波発生時)の体制

- 1、東日本大震災の教訓を生かし、速やかに避難場所へ移動する
- 2、避難場所 白鳥神社 (徒歩による移動距離：約1キロメートル)
- 3、避難経路および集合場所 下図参照



3. 避難誘導上の留意点

- ①地震放送・津波警報の放送をよく聞く。
- ②私語をせず、素早く避難経路により避難を開始する。
- ③出席簿の持ち出し・教室の窓を閉める(教師)
- ④階段を利用する学級は、注意する。(将棋倒し等、二次災害の恐ろしさを指導・確認)
- ⑤外に無事に出たら、学級ごとに避難場所(白鳥神社)に向かう。
- ⑥学校から、白鳥神社までの移動については、細心の注意を持って移動させる。
- ⑦白鳥神社到着後、学級委員は速やかに点呼を行い担任まで報告する。

<学級委員⇄学級担任>→学年長→本部責任者

- ⑧歩行困難者については、担当職員が自家用車によって移送する。

4. 備考

- ・避難時の担任待機場所は、学級の先頭とする。
- ・報告の仕方 ○年○組 欠席○名 現在数○名 異常なし。
○年○組 欠席○名 現在数○名 △△(君・さん)が不明です。
・不明者が発覚した場合には、該当学年の担当者が捜索を行う。
- ・2次避難所には住友化学の協力を得て、非常用の食料、水を蓄えておく。

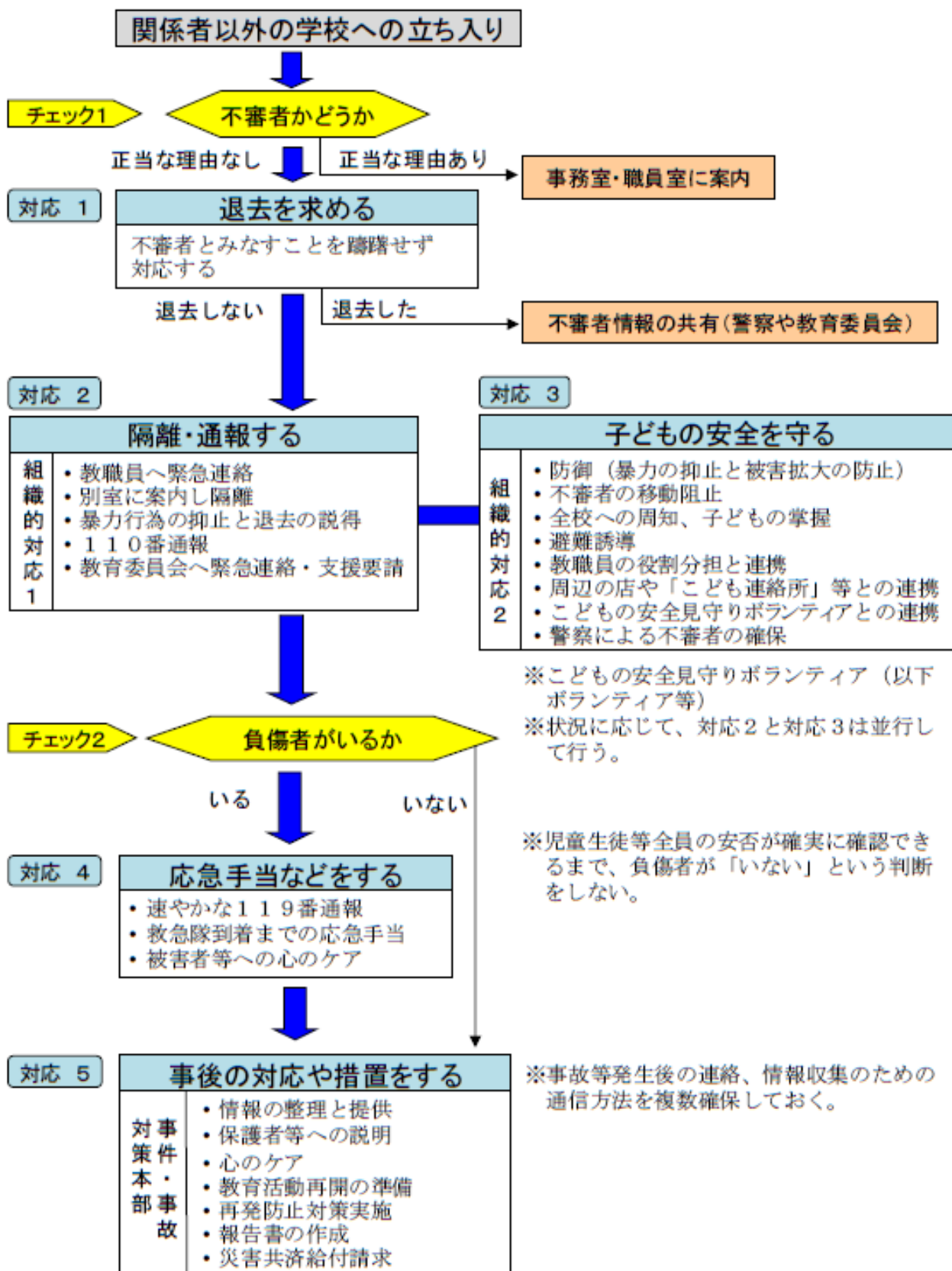
不審者侵入時の教職員役割分担

全体指揮・外部との対応	校長・教頭
保護者への連絡	教務主任・P T A担当教諭
避難誘導・安全確保	各学年主任・学級担任・授業担当者
不審者への対応	発見者・生徒指導主事等
応急手当・医療機関等	養護教諭等
電話対応・記録	教頭・事務職員
安否確認	(全体掌握) 教頭・教務主任 (学年・学級) 学級担任・学年主任 (校内巡視) 担任外教員等

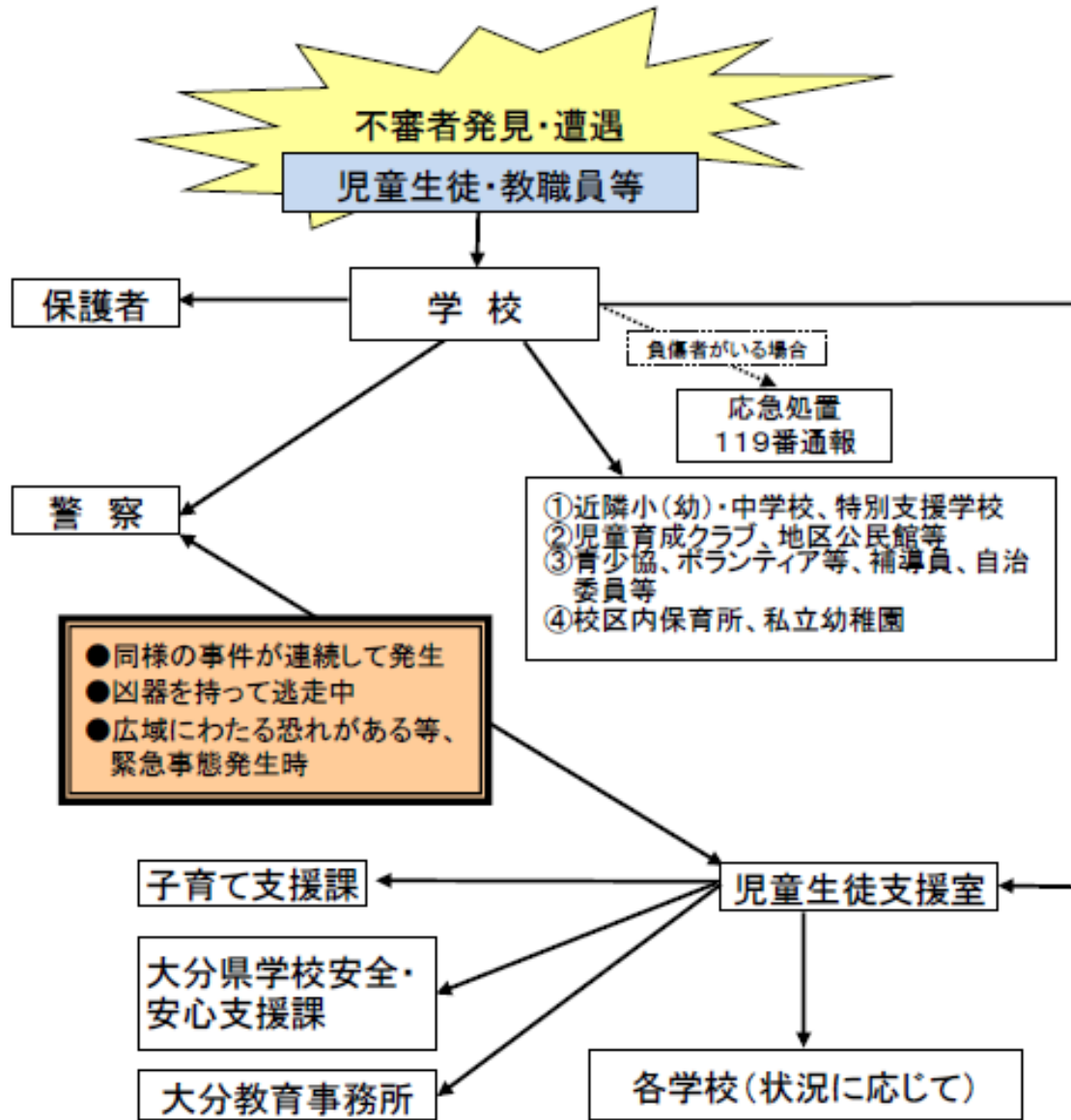
「不審者侵入防止の3段階チェック体制」

段 階	具体的な方策
A 校門	校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定、防犯カメラ、来訪者向けの案内等
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入り口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者確認、名札の着用等

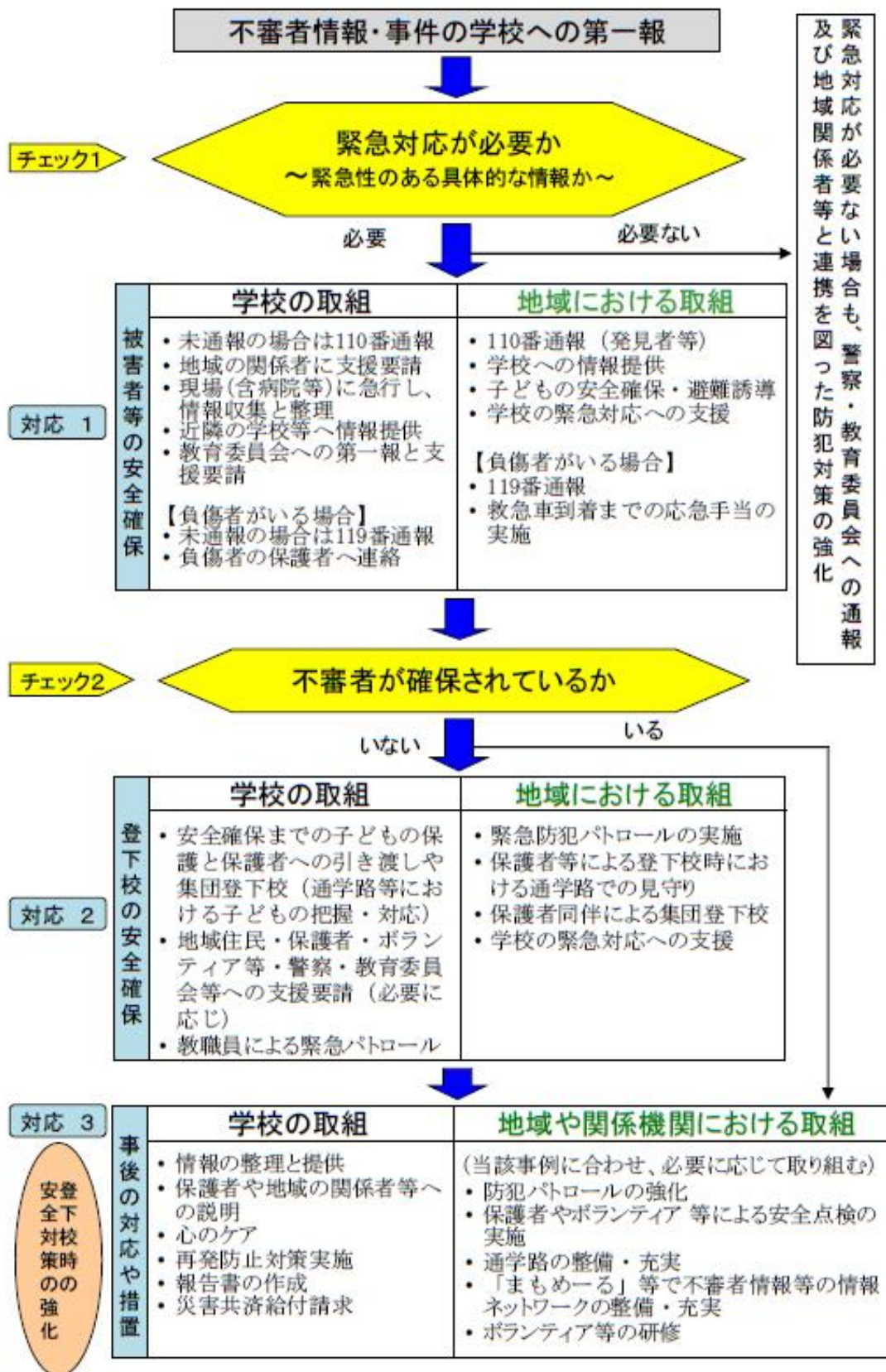
校内における不審者侵入への緊急対応フローチャート



Ⅱ 校内における不審者侵入事案連絡体制



Ⅲ 登下校時における緊急事態発生時の対応フローチャート



※地域とは「地域住民・保護者・ボランティア等」を示す

IV 地域における不審者事案連絡体制

